

株式会社 理 経

証券コード：8226

第65回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2022年6月29日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

場 所

東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアット リージェンシー 東京
地下1階 『白鳳』
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）

議 案

第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件

<新型コロナウイルス感染拡大防止についてお願い>

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事前に書面（郵送）又はインターネットによる方法にて議決権をご行使いただき、当日のご来場を極力お控えいただきますようお願い申し上げます。

なお、ご出席される株主様はご自身の体調をご確認のうえ、マスクの着用等の感染防止にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

また、今後の状況により株主総会の運営に変更が生じる場合は、当社のウェブサイトにてお知らせいたします。

http://www.rikei.co.jp/finance/for_investor/#share

目 次

第65回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類 (添付書類)	4
事業報告	9
連結計算書類	25
計算書類	27
監査報告	29

(証券コード8226)

2022年6月8日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿三丁目2番11号

株式会社 理 經
代表取締役社長 猪 坂 哲

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から当日のご出席に代えて、極力、書面（郵送）又はインターネットによる事前の議決権行使をお願い申し上げます。その際は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙、又はインターネットにより議案に対する賛否をご表示のうえ、**2022年6月28日（火曜日）午後5時30分までに**議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日(水曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時)
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアットリージェンシー 東京 地下1階 『白鳳』
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項 1. 第65期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第65期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件

4. ウェブ開示についてのご案内

当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (http://www.rieki.co.jp/finance/for_investor/#share) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 連結株主資本等変動計算書 | (2) 連結計算書類の連結注記表 |
| (3) 株主資本等変動計算書 | (4) 計算書類の個別注記表 |

以上

議決権行使等についてのご案内



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です）

日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

書面（郵送）及びインターネットにより、重複して議決権をご行使された場合には、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

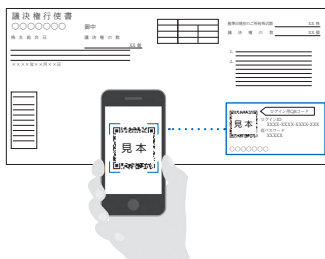
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (http://www.rieki.co.jp/finance/for_investor/#share) に掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

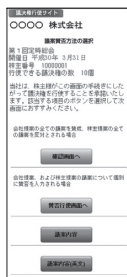
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

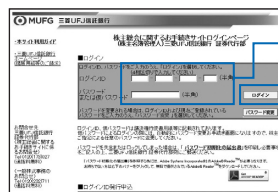
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

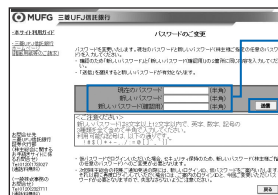
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第65期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円 総額 45,358,689円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定め、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとしたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(附則)
(新 設)	(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)
	<p><u>第1条</u> 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役として新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本総会において選任された取締役の任期は、当社定款の規定により、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
<p>こしのじゅんこ 越野純子 (1969年9月8日)</p> <p>新任</p> <p>社外</p> <p>独立</p>	<p>1993年 4月 株式会社日本債券信用銀行（現株式会社あおぞら銀行） 入行</p> <p>1997年 1月 フィデリティー投信株式会社運用部インベストメント・ アナリスト</p> <p>2002年 4月 キャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパ ニー運用部インベストメント・アナリスト</p> <p>2006年 2月 ハルバディア・キャピタル・マネジメント東京駐在員事 務所インベストメント・アナリスト</p> <p>2012年 4月 モリト株式会社執行役員経営企画部長</p> <p>2015年 10月 株式会社大塚家具経営企画室部長</p> <p>2016年 4月 株式会社JVCケンウッド企業戦略部事業開発部長兼経営 企画部</p> <p>2019年 4月 同社執行役員経営企画部長</p> <p>2020年 4月 同社執行役員CEO補佐</p> <p>2020年 7月 フロンティア・マネジメント株式会社カンパニー経営企 画部門執行役員経営企画部長</p> <p>2021年 6月 サクサホールディングス株式会社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) サクサホールディングス株式会社社外取締役</p>	<p>0株</p>
<p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>同氏は、長年にわたり金融機関等においてアナリストとして機関投資家の経験に基づくIR業務及び、上場企業において経営企画業務に携わってきたことによりM&Aに関しても豊富な経験や知見を有していることから、客観的、中立的立場で当社の経営への監督・助言を頂けるものと期待して社外取締役候補者といたしました。</p>		

- (注) 1. 越野純子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 越野純子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、越野純子氏の選任が承認された場合は、同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任の限定額を法令の定める額とする契約を締結する予定であります。
4. 当社は、越野純子氏が東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、役員等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。
- 越野純子氏が取締役役に選任され就任した場合には、D&O保険の被保険者となる予定であります。また、D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種の進展により、経済活動にも緩やかな回復の兆しがみられましたが、新たな変異ウイルスの出現により、収束の見通しが立たず、厳しい状況が続いております。

また、半導体不足や原材料価格動向、ロシアのウクライナ侵攻など地政学的リスクの高まりによる下振れリスクもあり、景気の先行きは依然不透明な状態が続いております。

このような環境下、当社グループは、2019年4月から始まりました中期経営計画に基づき、当社グループの基盤三事業につき、市場変化に合わせ、より柔軟に事業領域や組織の見直しを行うとともに、新たな事業領域の確立や、相乗効果が見込まれる他社とのビジネス連携・資本提携・M&A等を推進していくことで収益の更なる拡大を目指してまいりました。

当連結会計年度は中期経営計画の最終年度でありましたが、連結売上高は108億6千2百万円（前期は101億3千9百万円）となりました。損益面では、営業利益は2億4千8百万円（前期は2億1千6百万円の営業利益）、営業外費用として主に子会社減資に伴う為替差損を計上し、経常利益は2億4百万円（前期は2億2千6百万円の経常利益）、特別損失として本社移転費用等を計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は1億3千9百万円（前期は1億5千7百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）となりました。2021年5月に修正公表いたしました中期経営計画の目標数値に対して、連結売上高は若干下回ったものの、営業利益は上回る結果となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度の売上高は64百万円減少し、売上原価は49百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ15百万円減少しております。詳細については、第65回定期株主総会招集通知に際してのインターネット開示事項「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（4）会計方針の変更」をご参照ください。

事業区分別の状況は次のとおりです。

システムソリューションにおきましては、中央省庁向け運用保守案件の減少により、売上高は31億7千9百万円（前期は40億8千8百万円）、営業利益は4千8百万円（前期は1億1千4百万円の営業利益）となりました。

ネットワークソリューションにおきましては、衛星通信案件及び保守案件の増加により、売上高は14億1千1百万円（前期は10億9千3百万円）、営業損失は8千9百万円（前期は4千8百万円の営業損失）となりました。

電子部品及び機器におきましては、製造設備用センサー部品及び防衛省向け案件の増加、連結子会社である株式会社エアロパートナーズにおいて防衛省等の売上の増加があったため、売上高は62億7千2百万円（前期は49億5千7百万円）、営業利益は2億8千9百万円（前期は1億4千9百万円の営業利益）となりました。

各事業区分別売上高及び受注高の明細は次のとおりです。

（単位：百万円）

事業区分	売上高	受注高
システムソリューション	3,179	3,405
ネットワークソリューション	1,411	1,265
電子部品及び機器	6,272	4,941
合 計	10,862	9,612

② 設備投資の状況

各事業所の有効活用及び当社グループ会社を含めた相乗効果をあげるため、人事交流、組織の統合・再編等の検討、最適化を図っており、経費削減及び職場環境の改善も兼ね、本社オフィスを現在地に移転いたしました。

移転に伴う投資金額は58百万円であります。その主な項目は建物及び構築物31百万円、工具、器具及び備品25百万円であります。

また、その所要資金については、自己資金により充当いたしました。

③ 資金調達状況

当社は、機動的な資金調達と安定性の確保を狙いとし、主要取引先金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しており、その総額は10億円であります。なお、当期における当該契約に基づく借入実行残高はありません。

また、連結子会社、株式会社エアロパートナーズにおいて、運転資金の目的で、主要取引先金融機関より3億6千万円の借入を行っております。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 62 期 (2019年3月期)	第 63 期 (2020年3月期)	第 64 期 (2021年3月期)	第 65 期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高(百万円)	10,090	10,275	10,139	10,862
経常利益(百万円)	150	54	226	204
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	122	41	157	139
1株当たり当期純利益(円)	8.12	2.77	10.43	9.24
総資産(百万円)	6,687	7,500	7,165	7,122
純資産(百万円)	4,163	4,174	4,290	4,433

- (注) 1. 1株当たり当期純利益(円)の記載金額は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。
 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
リケイ・コーポレーション (H.K.) リミテッド	266万香港ドル	100%	電子部品及び機器事業
株式会社エアロパートナーズ	8,000万円	100%	航空機及び航空機器部品の販売・ リース・カスタマーサポート
株式会社ネットウエルシステム	1,500万円	100%	システム開発・サービスの提供
エアロパートナーズ・アメリカ, Inc.	3万米ドル	(100%)	航空機及び航空機器部品の輸出入

- (注) 1. 議決権比率の()内の数値は、間接保有による議決権比率であります。
 2. リケイ・コーポレーション (H.K.) リミテッドは、2021年7月付で900万香港ドルの減資を行っております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、デジタル技術が進化し産業構造が大変革を遂げつつあるデジタルネットワーク時代において、お客様の様々なニーズにあわせ、最先端技術に基づく最適な製品、ソリューション、サービスを提供する「お客様の夢をかなえるパートナー」となることを目指しております。

今後の経済状況につきましては、いまだ収束が見えない新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、ロシア・ウクライナ情勢などの地政学リスクの影響とそれに伴う物価高、原油高等により、依然として景気の動向を見通しにくい状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境は、文教市場の少子化問題やクラウドサービスへの移行によりインフラ投資の減少、中小製造業市場の低迷、インターネット配信の台頭による通信・放送市場での競争激化など、依然として厳しい状況が続くと予想されます。

このような状況下、当社グループは以下の4項目に対処すべき課題として認識し、その克服を目指しております。

① 構造改革

2年にわたる新型コロナウイルス感染症の影響の中、業務運用形態をテレワーク主体に、また、商談をオンライン主体に変えて市場変化に対応してまいりましたが、Withコロナの状況の長期化、更にはAfterコロナを見据えて、引き続き当社グループ会社の事業内容につき適宜見直しを行い、事業の選択と集中により限られた人材リソースを注力事業に集約させていくことで、更なる収益改善に努めてまいります。加えて、グループ内の重複事業の統合、相乗効果による新規ビジネス創出も積極的に推し進めてまいります。

② 基盤強化

当社グループ会社個々の強化に加えて、コロナ禍の影響により十分に進められなかった基盤強化につきましても、他社との業務提携、資本提携、M&A等により事業領域の補完を積極的に行ってまいります。加えて、人材面におきましても、社内教育の充実による管理職者の育成を図り、多様性を考慮した人材採用により、社内活性化と人材層の強化を図ってまいります。

③ 企業価値

当社の証券市場での評価はまだまだ低いことから、引き続き構造改革、基盤強化を推し進めていくことで業績を拡大し、企業価値の向上と買取りリスクの軽減を図ってまいります。

また、投資家、株主の皆様には、当社グループにつき、より一層の理解を深めて頂くために、情報の適時開示とIR活動の充実を図り、認知度の改善に努めます。

④ 社会貢献

当社は既に、内閣府で推進する「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」への参加や、経済産業省のカーボンニュートラル施策「GXリーグ基本構想」への賛同表明を行っておりますが、サステナビリティへの対応を含め、現在の事業領域の中で、実現可能である内容から具体的に進めてまいります。

加えて、当社及びグループ会社内におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）推進に引き続き、お客様へ提案できる事業モデルの創出を行い、積極的な社会貢献に努めてまいります。

これらの課題を克服することにより、業績の更なる拡大を図るとともに、社会に貢献する製品やソリューションを提供する企業体への変革を目指します。

なお、先述のとおり新型コロナウイルスの拡大やロシア・ウクライナ情勢などによる今後の事業展開への影響を判断することは難しい状況ですが、当社グループは一丸となってこの状況に対処してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、システムソリューション、ネットワークソリューション、電子部品及び機器の販売並びに輸出入を主要業務とし、併せて関連する商品の開発、製作、保守並びに修理業務を営んでおります。

事業区分	主要な製品及びサービス
システムソリューション	サーバー、PC、ストレージ、仮想化ソリューション、3次元機械CADソフトウェア、3次元画像撮影・解析システム、教育機関向けソフトウェア、ビジネスインテリジェンスツール、MDMサービス、セキュリティソフトウェア、電力系統解析ソフトウェア、データ集録・GPIB製品、放送信号発生装置、統合型ネットマーケティングソフトウェア、ファイル送受信システム、VR/ARコンテンツ製作、産業用ドローン、顔認証システム、その他各種周辺機器、ソフトウェア及びクラウド環境
ネットワークソリューション	衛星通信情報伝送システム、デジタルビデオ伝送システム、デジタルビデオ信号解析システム、高速無線LAN機器及びソフトウェア、Jアラート対応等防災情報伝達システム、インターネット高速アクセスシステム、高速長距離無線LANシステム、デジタル多重化装置、メール配信サービス、その他各種情報通信機器及び映像伝送装置
電子部品及び機器	光通信用デバイス、防衛用機材、災害救護用機材、防犯対策機器、半導体、マイクロ波通信機器用部品、集積回路、電源、導電性樹脂接着剤、液晶パネル、タッチパネル、各種センサー、その他各種電子部品及び機器、航空機及び航空機器部品の販売・リース・カスタマーサポート

(6) 主要な事業所（2022年3月31日現在）

株式会社 理 経	当 社	本 社 大阪支店 日本橋営業所 東北営業所 名古屋営業所 九州営業所 技術センター 沖縄出張所 北米駐在事務所	東京都新宿区 大阪市北区 東京都中央区 仙台市青葉区 名古屋市中区 福岡市博多区 千葉市美浜区 沖縄県那覇市 米国オレゴン州ベンド市
リケイ・コーポレーション (H.K.) リミテッド	子会社	本 社	中国香港特別行政区
株式会社エアロパートナーズ	子会社	本 社 名古屋営業所	東京都新宿区 名古屋市中区
株式会社ネットウエルシステム	子会社	本 社	東京都新宿区
エアロパートナーズ・アメリカ, Inc.	孫会社	本 社	米国カリフォルニア州トーランス市

- (注) 1. 株式会社理経は、2021年5月10日付にて、本社を東京都新宿区内で移転しております。なお、子会社である株式会社エアロパートナーズ本社及び株式会社ネットウエルシステム本社においても同日付にて、同住所に移転しております。
2. 株式会社理経は、2021年5月10日付にて、日本橋営業所を開設いたしました。

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
システムソリューション	75名	8名増
ネットワークソリューション	45名	3名減
電子部品及び機器	48名	1名増
合計	168名	6名増

(注) 使用人数は就業員数です。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
133名	3名減	45.8歳	17.9年

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

① 当社の借入先の状況

該当事項はありません。

なお、当社は株式会社三菱UFJ銀行、株式会社りそな銀行、株式会社三井住友銀行及び株式会社みずほ銀行との間で、当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しており、その総額は10億円です。なお、当期における当該契約に基づく借入実行残高はありません。

② 当社連結子会社、株式会社エアロパートナーズの借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	200百万円
株式会社きらぼし銀行	60百万円
株式会社商工組合中央金庫	100百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 55,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 15,514,721株 |
| ③ 株主数 | 9,450名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
石 川 理 香	1,316 ^{千株}	8.70%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	466	3.08
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	465	3.07
塚 越 康 博	409	2.70
楽 天 証 券 株 式 会 社	385	2.55
M S C O C U S T O M E R S E C U R I T I E S	293	1.94
株 式 会 社 S B I 証 券	131	0.86
石 川 大 樹	120	0.79
理 経 従 業 員 持 株 会	119	0.78
古 畑 直 樹	112	0.74

(注) 当社は、自己株式395,158株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	猪 坂 哲	事業統括本部長 経営企画室長	—
常務取締役	古 畑 直 樹	総務部長	—
取 締 役	古 田 耕 児	企画戦略室担当 企画戦略室長 DX推進担当	株式会社ネットウエルシステム取締役
取 締 役	長谷川 章 詞	経理部長	株式会社エアロパートナーズ監査役
取 締 役	小 柳 誠	海外事業統括 海外事業推進室担当 海外事業推進室長 次世代事業開発部担当 先端技術ラボラトリ担当	リケイ・コーポレーション（H.K.）リミテッド取締役社長 株式会社エアロパートナーズ取締役
取 締 役	伊 達 雄 介	—	弁護士 新千代田総合法律事務所パートナー弁護士
取 締 役	滝 澤 明 久	—	—
常 勤 監 査 役	石 橋 信 一 郎	—	—
監 査 役	秋 元 創 一 郎	—	公認会計士 秋元公認会計士事務所代表 株式会社グッドコムアセット社外監査役
監 査 役	古 谷 伸 太 郎	—	公認会計士 古谷伸太郎公認会計士事務所代表 グローバルセキュリティエキスパート株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役小柳誠氏は2022年4月1日付で、リケイ・コーポレーション（H.K.）リミテッド取締役及び株式会社エアロパートナーズ代表取締役社長となっております。
2. 取締役伊達雄介氏及び取締役滝澤明久氏は、社外取締役であります。
3. 監査役秋元創一郎氏及び監査役古谷伸太郎氏は、社外監査役であります。
4. 監査役秋元創一郎氏及び監査役古谷伸太郎氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2021年6月29日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって、取締役石川理香氏及び取締役大橋博行氏は、任期満了により退任いたしました。
6. 2021年6月29日開催の第64回定時株主総会において、滝澤明久氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。

7. 当社は、取締役伊達雄介氏、取締役滝澤明久氏、監査役秋元創一郎氏及び監査役古谷伸太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

被保険者の範囲は、当社及び当社の全ての子会社の取締役及び監査役です。また、保険契約の内容の概要は当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、役員等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。

なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しているものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

各役員の経験及び能力に基づき定めた固定報酬とする。また、その固定報酬は、月毎に固定額を支払うこととする。ただし、本決定方針には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないこととする。

b. 業績連動報酬等に関する方針

中長期的な視点で経営に取組むことが重要との考えから、固定報酬の水準と安定性を重視しており、インセンティブを高めることを目的とした業績連動報酬等はこれを定めないこととする。

c. 非金銭報酬等に関する方針

b. と同様の考えから非金銭報酬等はこれを定めないこととする。

d. 報酬等の割合に関する方針

中長期的な視点で経営に取組むことが重要との考えから、固定報酬の水準と安定性を重視しており、このことを基本としつつ、単年度業績の向上及び株主利益の追求にも配慮し報酬の額を決定する。

そのため、固定報酬が個人別の報酬等の額の全部を占めることとする。

- e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針
 a. に含まれるため、重ねての決議は行わないこととする。
- f. 報酬等の決定の委任に関する事項
 役員の報酬決定に関する基本方針である本方針は、報酬委員会の審議を通じて、取締役会にて決定する。
 また、取締役の個人別の報酬額は、本方針に基づき、各取締役の役割、貢献度、業績の評価に基づき報酬委員会で審議されたうえで、報酬委員会から答申を受けた取締役会から一任された代表取締役社長猪坂哲が当該答申に基づき株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、決定することとする。
- g. 上記のほか報酬等の決定に関する事項
 これを特段定めないこととする。

ロ. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取 締 役	9名	58百万円	58百万円	—	—
監 査 役	3名	13百万円	13百万円	—	—
合 計 (うち社外役員)	12名 (6名)	71百万円 (15百万円)	71百万円 (15百万円)	—	—

- (注) 1. 上記には、2021年6月29日開催の第64回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役2名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、1995年6月29日開催の第38回定時株主総会において年額300百万円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は14名です。
4. 監査役の報酬限度額は、1995年6月29日開催の第38回定時株主総会において年額25百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

⑤ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・社外役員の重要な兼職先と当社との間に、特別の関係はありません。
- ロ. 当事業年度における主な活動状況
 - ・取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分及び氏名	出席状況及び発言状況並びに 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 伊達 雄介	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席いたしました。取締役会において、主に弁護士として会社法務に精通していることから、その幅広い経験と知識をもって議案審議などに必要な発言を適宜行っております。
取締役 滝澤 明久	当事業年度に開催された任期中の取締役会12回全てに出席いたしました。取締役会において、主に上場企業の経営者及びそのグループ会社の代表者として長年企業経営に携われてきた経験と幅広い見識から、議案審議などに必要な発言を適宜行っております。
監査役 秋元 創一郎	当事業年度に開催された取締役会16回全てに、また、同じく監査役会5回全てにも出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から、議案審議などに必要な発言を適宜行っております。
監査役 古谷 伸太郎	当事業年度に開催された取締役会16回全てに、また、同じく監査役会5回全てにも出席いたしました。取締役会及び監査役会において、主に公認会計士としての専門的見地から、議案審議などに必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から監査方針・重点的監査項目及び監査計画並びに監査品質の確保体制、監査チームの構成・能力・経験・独立性等について説明を受け、当社「会計監査人の評価及び選定基準」に従って、その妥当性を確認いたしました。さらに、監査報酬見積額の算定根拠としての監査日数・時間及び報酬単価並びにそれぞれの前期からの変動について説明を受け、その合理性について確認し、折衝等のプロセスを含む執行部の見解も聴取した結果、会計監査人の報酬等の額につき、同意を行っております。
3. 当社の子会社でありますリケイ・コーポレーション（H.K.）リミテッドは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、当社の都合による場合の他、会計監査人の職務の執行に支障がある等その必要があると判断した場合は、解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の定める各項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任することができます。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

当社グループは、効率的で透明性の高い経営管理体制を確立することを内部統制システムの基本といたします。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営基本方針に則した「行動規範」を制定し、当社及び当社グループ会社における取締役、使用人の職務が法令及び定款に適合するための基準としております。

また、コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンスを経営の方針としております。

当社取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努め、業務の決定が適正に行われることを確保する体制を構築、維持、整備しております。

反社会的勢力による不当要求に対し、毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を構築、維持、整備しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理の体制

当社は、取締役の職務執行に係る情報については、法令及び稟議規程、文書取扱規程に基づき、記録保管しております。その他重要な情報に関しても、各部署にて規程に従って管理しております。また電子記録方法の重要性と社外への情報漏洩が企業に及ぼす影響を鑑み、電子情報を含めた統一的な管理体制を構築、維持、整備しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、常勤取締役で構成するリスク管理委員会を設け、定期的に当社及び当社グループ会社における全般的なリスクの状況を把握しております。特に通常の業務で発生する取引先の倒産による損失については、与信に関する規程を定め、管理しております。また、在庫の陳腐化を避けるため、不動産評価委員会を定期的に開催しております。当社グループ会社における資産管理については、当社で一括管理し、損失のリスクを回避しております。

その他リスク管理の観点から、必要に応じて規程の制定もしくは特別な委員会を設け、対処しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を月1回以上開催し、経営の基本方針、法令事項並びに経営に関する重要事項を決議し、併せて業務執行状況の監督を行っております。また、年度予算は取締役会において策定、承認され、月次もしくは四半期ごとに業績の管理を行っております。

当社の経営に関する重要事項については、事前に協議する機関として、常勤取締役が出席する役員連絡会議を随時開催しております。

当社は執行役員制度を導入し、取締役以外の従業員が執行役員の任にあたり、取締役の監督下、業務執行を担っております。また、常勤取締役と執行役員及び幹部社員によって構成された幹部会議を月1回以上開催し、取締役会にて決定した事項につき伝達、指示を行うとともに、事業戦略、運営につき討議を行っております。

5. 当社及び当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループ会社の管理について、関係会社管理規程を定め、業務上重要な事項については当社の承認を要するものとし、その他必要に応じて当社へ報告し監督を受ける体制としております。またコンプライアンスに関する「行動規範」は、グループ全体で遵守するよう当社監査室が指導しております。

子会社の営業活動状況については、子会社の責任者が月に1回以上当社の会議に出席するか必要に応じてITを有効に活用することにより速やかに情報を交換し、当社グループの業務の適正を確保しております。また、財務、経営情報については当社経理部がグループ会社の月次報告、年次報告を精査し、当社取締役会に四半期ごとに報告しております。

財務報告に係る適正性を確保するために内部統制委員会を定期的で開催し、必要な内部統制を構築、維持、整備しております。

6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役が必要とした場合、監査役職務を補助する使用人を置くことといたします。その使用人の任命、解任、評価、人事異動など人事権に係る事項については、監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。なお、監査役職務を補助する使用人は、専ら監査役の指示に従って監査役職務を補助するものとします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人は業務又は業績に影響を与える重要な事項につき、監査役に都度報告しております。監査役は当社の取締役会及び重要な会議に出席するとともに、必要に応じて当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人に対して報告を求めています。

なお、当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人は、常勤監査役に重要な事項を通報することができます。

当社及び当社グループ会社は、常勤監査役に上記の通報をした者に対して、当該通報をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しております。

8. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は会計監査人及び当社監査室と適時打合せを持ち、監査の実効性を確保しております。

監査役は、その業務の執行に必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部の専門家を利用することができ、その費用は当社が負担するものとします。

また、その他監査役職務の執行について発生する費用の前払い又は償還、その他債務の処理は、監査役職務の執行と関係しないものを除き、全て当社で負担するものとします。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システムについては、監査室が中心となって実施状況・運用状況の監査を実施しております。その結果について、取締役会は定期的に報告を受け、改善すべき事項やその内容について審議しております。

業務プロセスの内部統制システムについては、実施あるいは管理主体である内部統制委員会、リスク管理委員会及びその他重要な会議として幹部会議、事業統括会議、子会社会議等を定期的に開催し、常勤監査役が出席してそれぞれの業務執行と同時に内部統制システムの運用状況を検証しております。

なお、金融商品取引法上の「財務報告に係る内部統制」については、経理部が主体となって実施し、監査室が運用の状況を監査し、会計監査人も検証と監査を実施しております。監査役会は遂行状況、運用状況及び監査の状況の報告を受け、意見交換を実施しております。

(注) 当事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,272,970	流 動 負 債	2,401,377
現金及び預金	2,907,114	買掛金	1,154,636
受取手形	102,923	短期借入金	360,000
売掛金	2,260,772	未払法人税等	74,947
契約資産	34,739	前受金	420,958
商品及び製品	277,517	その他	390,834
前渡金	515,498	固 定 負 債	288,351
その他	174,902	退職給付に係る負債	215,938
貸倒引当金	△496	役員退職慰労引当金	51,116
固 定 資 産	849,877	長期未払金	18,347
有形固定資産	415,105	その他	2,948
建物及び構築物	96,022	負 債 合 計	2,689,729
工具、器具及び備品	44,147	純 資 産 の 部	
土地	265,058	株 主 資 本	4,435,934
その他	9,876	資本金	3,426,916
無 形 固 定 資 産	32,354	資本剰余金	615,043
のれん	18,594	利益剰余金	506,274
その他	13,759	自己株式	△112,299
投 資 そ の 他 の 資 産	402,417	その他の包括利益累計額	△2,815
投資有価証券	117,280	その他有価証券評価差額金	80
差入保証金	112,498	繰延ヘッジ損益	13,338
保険積立金	42,102	土地再評価差額金	△11,613
繰延税金資産	94,884	為替換算調整勘定	△10,436
その他	35,651	退職給付に係る調整累計額	5,816
資 産 合 計	7,122,848	純 資 産 合 計	4,433,119
		負 債 純 資 産 合 計	7,122,848

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		10,862,735
売 上 原 価		8,531,851
売 上 総 利 益		2,330,884
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,081,972
営 業 利 益		248,911
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	38	
そ の 他	5,819	5,858
営 業 外 費 用		
そ の 他	50,370	50,370
経 常 利 益		204,400
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	828	828
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,210	
リ ー ス 解 約 損	2,205	
本 社 移 転 費 用	5,902	10,319
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		194,908
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	87,549	
法 人 税 等 調 整 額	△32,313	55,235
当 期 純 利 益		139,672
親会社株主に帰属する当期純利益		139,672

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,214,583	流 動 負 債	1,857,844
現 金 及 び 預 金	2,676,899	買 掛 金	1,128,371
受 取 手 形	102,923	未 払 金	22,113
売 掛 金	1,820,646	未 払 費 用	177,952
契 約 資 金	34,739	未 払 法 人 税 等	33,241
商 品 及 び 製 品	216,115	前 受 金	392,394
仕 掛 品	4,726	リ ー ス 債 務	5,945
前 渡 金	110,842	そ の 他	97,825
前 払 費 用	25,051	固 定 負 債	241,070
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	180,000	退 職 給 付 引 当 金	222,722
そ の 他	42,852	そ の 他	18,347
貸 倒 引 当 金	△215	負 債 合 計	2,098,915
固 定 資 産	1,125,887	純 資 産 の 部	
有 形 固 定 資 産	411,400	株 主 資 本	4,239,750
建 物	93,088	資 本 金	3,426,916
構 築 物	2,934	資 本 剰 余 金	615,043
工 具 、 器 具 及 び 備 品	44,374	資 本 準 備 金	615,043
リ ー ス 資 産	5,945	利 益 剰 余 金	310,089
土 地	265,058	利 益 準 備 金	40,826
無 形 固 定 資 産	12,491	そ の 他 利 益 剰 余 金	269,263
ソ フ ト ウ ェ ア	8,752	繰 越 利 益 剰 余 金	269,263
そ の 他	3,738	自 己 株 式	△112,299
投 資 そ の 他 の 資 産	701,994	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,804
投 資 有 価 証 券	117,280	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	80
関 係 会 社 株 式	325,492	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	13,338
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	10,000	土 地 再 評 価 差 額 金	△11,613
差 入 保 証 金	109,086	純 資 産 合 計	4,241,555
保 険 積 立 金	40,000	負 債 純 資 産 合 計	6,340,470
繰 延 税 金 資 産	64,594		
そ の 他	35,541		
資 産 合 計	6,340,470		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		6,602,477
売 上 原 価		4,903,587
売 上 総 利 益		1,698,889
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,633,576
営 業 利 益		65,313
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	52,647	
そ の 他	8,971	61,618
営 業 外 費 用		
そ の 他	46,233	46,233
経 常 利 益		80,698
特 別 利 益		
そ の 他	828	828
特 別 損 失		
そ の 他	8,805	8,805
税 引 前 当 期 純 利 益		72,720
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	22,356	
法 人 税 等 調 整 額	△12,204	10,151
当 期 純 利 益		62,569

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社 理 経
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 田 島 一 郎
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鯉 沼 里 枝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社理経の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社理経及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社 理 経
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田 島 一 郎
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 鯉 沼 里 枝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社理経の2021年4月1日から2022年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社 理 経 監査役会

常勤監査役 石 橋 信一郎 ⑩

社外監査役 秋 元 創一郎 ⑩

社外監査役 古 谷 伸太郎 ⑩

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

ハイアット リージェンシー 東京
東京都新宿区西新宿二丁目7番2号 地下1階『白鳳』

交通の
ご案内

- A JR線・小田急線・京王線、新宿駅(西口)より徒歩9分
- B 地下鉄丸ノ内線西新宿駅より徒歩4分
- C 地下鉄大江戸線都庁前駅A7出口に直結

